

市第68号議案

横浜みどり税条例の一部改正

横浜みどり税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜みどり税条例の一部を改正する条例

横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「平成23年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

法人の市民税の法人税割を課されない者に対して法人の市民税の均等割の税率の特例を適用しない期間を延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜みどり税条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ 改正案
現 行）

（法人の市民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 （第 1 項省略）

- 2 平成 21 年 4 月 1 日から $\frac{\text{平成 24 年 3 月 31 日}}{\text{平成 23 年 3 月 31 日}}$ までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各期間に限り、当該事業年度若しくは当該連結事業年度又は当該期間に係る法人の市民税の法人税割を課されない者に当該法人の市民税の法人税割が課されない事業年度若しくは連結事業年度又は期間に係る法人の市民税の均等割を課する場合については、前項の規定は、適用しない。